

【国】基本指針見直しについて (第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画)

【国】第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1 基本指針について

- ▶ 「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの（令和8年3月改正告示）
- ▶ 都道府県、市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定

2 基本指針見直しの主な事項

- | | |
|---|--------------------------|
| ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 | ⑨ 高次脳機能障害者に対する支援 |
| ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保 |
| ③ 福祉施設から一般就労への移行等 | ⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組 |
| ④ 障害児支援の提供体制の整備等 | ⑫ 住宅セーフティネット制度との連携 |
| ⑤ 地域における相談支援体制の充実強化 | ⑬ 地域差の是正・指定の在り方等 |
| ⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上 | ⑭ 障害者等に対する虐待の防止等 |
| ⑦ 障害福祉サービスの質の確保等 | ⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進 |
| ⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備 | ⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保 |

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

3 成果目標【計画期間が満了する令和11年度末の目標値 ①】

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ▶ 地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ▶ 施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ▶ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ▶ 精神病床における1年以上入院患者数（国の算定式により算出）
- ▶ 精神病床への30日以上の上入院率：退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下【新規】
- ▶ 心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ▶ K6により住民のこころの状態を把握【新規】

3 福祉施設から一般就労への移行等

- ▶ 一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ▶ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ▶ 就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ▶ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ▶ 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の上就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ▶ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

4 障害児支援の提供体制の整備等

- ▶ 4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ▶ 難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県
- ▶ 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域
- ▶ 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参考）
- ▶ 障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県
- ▶ 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ▶ 強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県【新規】

5 地域生活支援の充実

- ▶ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ▶ 強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

3 成果目標【計画期間が満了する令和11年度末の目標値 ②】

6 相談支援体制の充実・強化等 【市町村の実施目標】

- ▶ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ▶ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ▶ 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ▶ 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ▶ 生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ▶ 都道府県における相談支援専門員研修等の実施

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ▶ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ▶ 各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

4 第7期計画と第8期計画における成果目標の対比 ①

第7期成果目標〔令和8年度末の目標値〕

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 【継続】

- ▶ 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ▶ 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 【継続】

- ▶ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ▶ 精神病床における1年以上入院患者数：国の算定式により算出
- ▶ 精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上
6か月後 84.5%以上
1年後 91.0%以上

4 福祉施設から一般就労への移行等 【項目順変更】

- ▶ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
うち 就労移行支援：令和3年度実績の1.31倍以上
うち 就労継続支援A型：令和3年度実績の1.29倍以上
うち 就労継続支援B型：令和3年度実績の1.28倍以上
- ▶ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 【新規】
- ▶ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ▶ 就労定着支援事業所の就労定着率：定着率7割以上の事業所が全体の2割5分以上
- ▶ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 【新規】

第8期成果目標〔令和11年度末の目標値〕

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 【継続】

- ▶ 地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ▶ 施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 【継続】

- ▶ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ▶ 精神病床における1年以上入院患者数：国の算定式により算出
- ▶ 精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下 【新規】
- ▶ 心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 【新規】
- ▶ K6により住民のこころの状態を把握 【新規】

3 福祉施設から一般就労への移行等 【項目順変更】

- ▶ 一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ▶ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ▶ 就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ▶ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ▶ 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 【新規】
- ▶ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

4 第7期計画と第8期計画における成果目標の対比 ②

第7期成果目標【令和8年度末の目標値】

5 障害児支援の提供体制の整備等

- ▶ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ▶ 各市町村又は各圏域において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
- ▶ 各都道府県において、難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を確保
- ▶ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保：各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上
- ▶ 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置【新規】
- ▶ 医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置（都道府県及び各市町村又は各圏域に配置）
- ▶ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置（県）【新規】

3 地域生活支援の充実【項目見直し】

- ▶ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討
- ▶ 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制を整備【新規】

第8期成果目標【令和11年度末の目標値】

4 障害児支援の提供体制の整備等

- ▶ 4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ▶ 難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県
- ▶ 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域
- ▶ 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ▶ 障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県
- ▶ 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ▶ 強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県【新規】

5 地域生活支援の充実

- ▶ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ▶ 強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

4 第7期計画と第8期計画における成果目標の対比 ③

第7期成果目標【令和8年度末の目標値】

6 相談支援体制の充実・強化等

- ▶ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ▶ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【継続】

- ▶ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

第8期成果目標【令和11年度末の目標値】

6 相談支援体制の充実・強化等

- ▶ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ▶ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ▶ 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【項目見直し】

- ▶ 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ▶ 生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ▶ 都道府県における相談支援専門員研修等の実施

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【項目見直し】

- ▶ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ▶ 各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

5 第8期計画における成果目標と活動指標との関係 ①

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行等

活動指標	【都道府県・市町村】	
	○ 以下サービス等に係る見込量（利用者数、時間数、日数等）	
	居宅介護	重度訪問介護
	同行援護	行動援護
	重度障害者等包括支援	生活介護
	療養介護	
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	就労選択支援
	就労移行支援	就労継続支援（A型・B型）
	就労定着支援	短期入所（福祉型、医療型）
	自立生活援助	共同生活援助
	計画相談支援	地域移行支援
	地域定着支援	施設入所支援
	○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】	
	○ 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】	

成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	【都道府県・市町村】	
	○ 協議の場の開催回数、関係者ごとの参加者数	
	○ 協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	
	○ 心のサポーター養成研修実施回数【新規】	
	○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】	
	○ 精神障害者の地域移行支援の利用者数	
	○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数	
	○ 精神障害者の共同生活援助の利用者数	
	○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数	
	○ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	
	○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】	
	【都道府県】	
	○ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数	

成果目標3 福祉施設から一般就労への移行等

活動指標	【都道府県】	
	○ 障害者に対する職業訓練の受講者数	
	○ 公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数	
	○ 障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数	
	○ 公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数	

〔発達障害児に対する支援〕 ※ 成果目標にはなし

活動指標	【都道府県・市町村】	
	○ 発達障害者地域支援協議会の開催回数	
	○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数	
	○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数、外部機関や地域住民への研修・啓発の件数	
	○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	
	○ ペアレントメンターの人数	
	○ ピアサポートの活動への参加人数	

〔高次脳機能障害者に対する支援〕 ※ 成果目標にはなし 新規

活動指標	【都道府県】	
	○ 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】	
	○ 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】	
	○ 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】	
	○ 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】	
	○ 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】	

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

5 第8期計画における成果目標と活動指標との関係 ②

成果目標4 障害児支援の提供体制の整備等

- 活動指標
- 【都道府県・市町村】
- 以下サービス等に係る見込量（利用児童数、日数等）
児童発達支援 放課後等デイサービス
保育所等訪問支援 訪問型児童発達支援 障害児相談支援
 - 医ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- 【都道府県】
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療型障害児入所施設の利用児童数
 - 医ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

成果目標5 地域生活支援の充実

- 活動指標
- 【都道府県・市町村】
- 地域生活支援拠点等の設置箇所及びコーディネーターの配置人数
 - 地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

- 活動指標
- 【都道府県】
- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
- 【市町村】
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
 - 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
 - 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
 - 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

成果目標7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- 活動指標
- 【都道府県】
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
 - 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
 - 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
 - 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

成果目標8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 活動指標
- 【市町村】
- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- 【都道府県・市町村】
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数